

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案等に関する意見募集の結果について

令和6年9月20日
こども家庭庁
文部科学省
厚生労働省

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案等については、令和6年8月10日（土）から同年9月9日（月）までの間、電子政府の総合窓口（e-Gov）等を通じて国民の皆様から御意見を募集しました。

いただいた御意見の要旨とそれに対するこども家庭庁の考え方については、別表のとおりです。なお、意見募集の対象となる御意見に対する考え方のみを示しております。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の要旨及びそれに対する考え方

御意見の要旨	それに対する考え方
<p>民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）の施行後、親が離婚後に共同親権を選択した場合、「ひとり親世帯の養育費受領率」における子の要件をどのように捉えるのか。</p>	<p>共同親権であっても、調査時点においてひとり親及び当該ひとり親と生計を同じくする子の属する世帯について「ひとり親世帯」の対象に含まれることとなります。</p>
<p>「ひとり親世帯の養育費受領率」について、離別の場合であって親権を持たない親がいるにも関わらず「ひとり親」と表現するのはいかがなものか。「死別」した世帯に限定すべきではないか。また、養育費を受領している世帯の割合ではなく子の扶養義務に基づき養育費を支払っている者の割合、実際に養育費として使用された割合を定義し、単位としても、世帯ではなく子ども1人あたりの割合とすべきではないか。</p>	<p>本政令及び告示はこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項第2号においてこどもの貧困対策に関する大綱の指標として新たに追加された「ひとり親世帯の養育費受領率」の定義を定めるものであるため、その文言どおりひとり親世帯における養育費を受領している世帯の割合について定義しております。</p>
<p>養育費は取決めに基づく費用として、書面契約に記載された額とすべきではないか。</p>	<p>養育費の取決めは離婚時に協議するものであるところ、取決めをせずに離婚した場合、婚姻によらず父又は母となる場合もあるところです。その場合にも養育費の支払いを請求する余地があり対象に含めることが適当であるため、本告示のとおり整理しております。</p>
<p>政令案にいう「養育に必要な費用」は受領する側の認識で変わりうるのではないか。子の養育にかかるあらゆる費用の総額が含まれるようにすべきではないか。また、告示案に</p>	<p>「養育に必要な費用」とは、民法上の養育費の取決め額又はこれに準ずる額として、世帯において必要とされる額を指しています。その上で、世帯において養育に必要な額を受</p>

<p>いう「認識している」というのは主観であり曖昧ではないか。マイナンバーに紐づけて把握するものとするとはできないのか。</p>	<p>け取ったと判断するのはひとり親本人であり、客観的に表せる指標ではございませんので「認識している」としていません。</p>
<p>ひとり親の対象には、①母が子を懐胎後に離婚した者、②事実婚の者はそれぞれ含まれるのか。子の対象は何歳までとしているのか。</p>	<p>本政令案等については御意見募集時から技術的な修正を行い、ひとり親については、告示において「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子（子を懐胎した後に同項第一号に該当することとなった者及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第一条第二号に掲げる女子であって主として自己の収入により生計を維持しているものに限る。）又は同法第六条第二項に規定する配偶者のない男子（配偶者が子を懐胎した後に同項第一号に該当することとなった者及び同令第二条第二号に掲げる男子であって主として自己の収入により生計を維持しているものに限る。）」としており、①母が子を懐胎した後に離婚した者は含め、②事実婚の者は含めない整理としております。子については政令において「十八歳以上の者その他内閣総理大臣が定める者を除く」としており、18歳未満の者を対象としております。</p>